

5. 歳入の概要

(1) 財源の構成		(単位：千円、%)				
区 分	平成24年度		平成23年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
自主財源	59,874,392	48.5	59,820,266	48.1	54,126	0.1
市 税	51,847,842	42.0	52,127,861	42.0	△ 280,019	△ 0.5
分担金及び負担金	1,267,530	1.0	1,275,409	1.0	△ 7,879	△ 0.6
使用料及び手数料	2,287,467	1.9	2,270,509	1.8	16,958	0.7
財産収入	431,032	0.3	290,544	0.2	140,488	48.4
寄 附 金	1,025,500	0.8	306,500	0.2	719,000	234.6
繰 入 金	709,149	0.6	1,219,626	1.0	△ 510,477	△ 41.9
諸 収 入	2,305,872	1.9	2,329,817	1.9	△ 23,945	△ 1.0
依存財源	63,675,608	51.5	64,354,934	51.9	△ 679,326	△ 1.1
地方譲与税	880,000	0.7	870,000	0.7	10,000	1.1
利子割交付金	300,000	0.2	320,000	0.3	△ 20,000	△ 6.3
配当割交付金	250,000	0.2	220,000	0.2	30,000	13.6
株式等譲渡所得割交付金	110,000	0.1	110,000	0.1	0	0.0
地方消費税交付金	3,100,000	2.5	3,100,000	2.5	0	0.0
ゴルフ場利用税交付金	290,000	0.2	310,000	0.2	△ 20,000	△ 6.5
自動車取得税交付金	320,000	0.3	300,000	0.2	20,000	6.7
国有提供施設等所在市町村助成交付金	4,460	0.0	4,460	0.0	0	0.0
地方特例交付金	250,000	0.2	670,000	0.5	△ 420,000	△ 62.7
地方交付税	15,300,000	12.3	15,100,000	12.2	200,000	1.3
交通安全対策特別交付金	70,000	0.1	70,000	0.1	0	0.0
国庫支出金	21,067,247	17.1	22,429,920	18.1	△ 1,362,673	△ 6.1
県 支 出 金	5,683,901	4.6	5,757,254	4.6	△ 73,353	△ 1.3
市 債	16,050,000	13.0	15,093,300	12.2	956,700	6.3
合 計	123,550,000	100.0	124,175,200	100.0	△ 625,200	△ 0.5

(2) 一般財源内訳		(単位：千円、%)			
区 分	平成24年度 予 算 額	平成23年度 予 算 額	対 前 年 度 比 較		
			増 減 額	増 減 率	
市 税	51,847,842	52,127,861	△ 280,019	△ 0.5	
地 方 譲 与 税	880,000	870,000	10,000	1.1	
利 子 割 交 付 金	300,000	320,000	△ 20,000	△ 6.3	
配 当 割 交 付 金	250,000	220,000	30,000	13.6	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	110,000	110,000	0	0.0	
地 方 消 費 税 交 付 金	3,100,000	3,100,000	0	0.0	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	290,000	310,000	△ 20,000	△ 6.5	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	320,000	300,000	20,000	6.7	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	4,460	4,460	0	0.0	
地 方 特 例 交 付 金	250,000	670,000	△ 420,000	△ 62.7	
地 方 交 付 税	15,300,000	15,100,000	200,000	1.3	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	70,000	70,000	0	0.0	
財 産 収 入	387,241	254,775	132,466	52.0	
寄 附 金	925,300	6,300	919,000	14,587.3	
繰 入 金	538,581	803,758	△ 265,177	△ 33.0	
諸 収 入	77,039	75,104	△ 1,935	△ 2.6	
市 債 (臨 時 財 政 対 策 債)	6,670,000	6,250,000	420,000	6.7	
合 計	81,320,463	80,592,258	728,205	0.9	
一 般 財 源 比 率	65.8	64.9			

(3) 市 税 内 訳

(単位：千円、%)

区 分	平成 24 年 度		平成 23 年 度		対 前 年 度 比 較	
	予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率
市 民 税	26,527,981	51.2	25,968,456	49.8	559,525	2.2
個 人	22,981,544	44.3	22,286,766	42.7	694,778	3.1
法 人	3,546,437	6.9	3,681,690	7.1	△ 135,253	△ 3.7
固 定 資 産 税	19,064,458	36.8	19,707,773	37.8	△ 643,315	△ 3.3
軽 自 動 車 税	409,453	0.8	406,870	0.8	△ 2,583	0.6
市 た ば こ 税	1,725,403	3.3	1,816,915	3.5	△ 91,512	△ 5.0
特 別 土 地 保 有 税	265	0.0	426	0.0	△ 161	△ 37.8
入 湯 税	7,755	0.0	7,755	0.0	0	0.0
事 業 所 税	934,385	1.8	914,010	1.8	20,375	2.2
都 市 計 画 税	3,178,142	6.1	3,305,656	6.3	△ 127,514	△ 3.9
合 計	51,847,842	100.0	52,127,861	100.0	△ 280,019	△ 0.5

(4) 税制改正の概要

○ 個人市・県民税

1. 扶養控除の見直し（平成21年度地方税法改正分）

- (1) 年少扶養親族（16歳未満の者）に係る扶養控除（33万円）を廃止する。
- (2) 特定扶養親族のうち、16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除額を33万円に縮減する。

2. 寄附金税制の適用限度額の変更（平成23年度地方税法改正分）

税率を乗じた後の税額から直接控除する税額控除の適用下限額を、2千円（改正前：5千円）とし、2千円を超える寄附額を控除の対象とする。

(5) 保険料の改正

1. 国民健康保険料の改正

賦課限度額	(改正前)		(改正後)
医療給付費分	50万円	→	51万円
後期高齢者支援金分	13万円	→	14万円
介護納付金分	10万円	→	12万円

2. 介護保険料の改正

次期介護保険事業期間である平成24年度から平成26年度までの各年度の保険料率を次のように定める。

(円)

保険料所得段階	対象者	保険料率			
		(改正前)			(改正後)
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24～26年度
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	20,400	20,800	21,200	25,400
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	20,400	20,800	21,200	25,400
第3段階	世帯全員が市町村民税課税の人 [第1段階・第2段階に該当する人を除く]	31,700	32,300	32,900	39,500
第4段階の1	本人が市町村民税課税の人 (同一世帯に課税されている人がいる) [公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下]	40,800	41,600	42,300	50,800
第4段階の2	本人が市町村民税課税の人 (同一世帯に課税されている人がいる) [第4段階の1に該当する人を除く]	45,300	46,200	47,100	56,500
第5段階	本人が市町村民税課税の人 [本人の合計所得金額が125万円未満]	52,100	53,100	54,100	64,900
第6段階	本人が市町村民税課税の人 [本人の合計所得金額が200万円未満]	56,600	57,700	58,800	70,600
第7段階	本人が市町村民税課税の人 [本人の合計所得金額が400万円未満]	68,000	69,300	70,600	84,700
第8段階	本人が市町村民税課税の人 [本人の合計所得金額が800万円未満]	79,300	80,800	82,300	98,800
第9段階	本人が市町村民税課税の人 [本人の合計所得金額が800万円以上]	90,600	92,400	94,100	112,900

(6) 使用料・手数料等の改正

1. 営業許可申請手数料の改正

	(改正前)	(改正後)
興行場営業許可申請手数料 (仮設又は臨時の興行場の場合)	8,500円	→ 9,400円
飲食店営業等許可申請手数料		
飲食店営業(露店形態の場合)	5,500円	→ 6,100円
喫茶店営業(露店形態の場合)	5,500円	→ 6,100円
菓子製造業(露店形態の場合)	5,500円	→ 6,100円

2. 介護保険法の改正に伴う、介護保険事業者指定等の審査に係る手数料(新設)

平成24年4月1日から施行

区 分	単 位	金 額
指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	1件につき	30,000円
指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき	11,000円
指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	1件につき	30,000円
指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき	11,000円
指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	1件につき	30,000円
指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	1件につき	11,000円
指定介護老人福祉施設指定申請手数料	1件につき	30,000円
指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料	1件につき	11,000円
介護老人保健施設開設許可手数料	1件につき	63,000円
介護老人保健施設変更許可手数料	1件につき	33,000円
介護老人保健施設開設許可更新手数料	1件につき	24,000円